**～札幌経済の牽引を目指す企業を支援します～**

**令和７年度**

**札幌未来牽引企業創出事業支援対象企業**

**「SAPPORO NEXT LEADING企業」**

**【上場支援コース】追加公募**

**募　集　要　領**

**札幌市　経済観光局　産業振興部　経済企画課
事務局委託運営：一般財団法人さっぽろ産業振興財団**

**１　制度の概要**

　【 事業目的 】

札幌市では、将来的に札幌経済を牽引する企業となり、地域経済の活性化に貢献したいという意向がある市内中小企業を「SAPPORO NEXT LEADING企業」として認定し、「SAPPORO LEADING企業」となることを目指して集中的な支援を行う「札幌未来牽引企業創出事業」を実施します。

本事業では、札幌経済を牽引する多くの「SAPPORO LEADING企業」が、札幌を起点として事業活動を展開していくことで、札幌市内での新たな雇用や、市外や道外、海外との新たな取引が創出され、地域経済が更に活性化することを目的としています。また、SAPPORO LEADING企業の活躍をロールモデルとして発信することにより、新たなSAPPORO NEXT LEADING企業の発生と育成といった好循環を生むことも目的に実施していきます。

　【支援の概要 】

札幌市内に本社があり、今後、札幌市の経済を牽引していく企業となることを目指し、活動していく意欲と実行可能な計画を持つ中小企業を、「SAPPORO NEXT LEADING企業」として認定し、認定年度を含む５年以内での目標の達成に向けた集中支援を行っていきます。

本事業では、企業の今後の成長戦略によって、支援内容の異なる２つのコース（付加価値向上コース、上場支援コース）を用意しています。

それぞれの支援コースの概要は以下のとおりですが、いずれのコースも、各社ごとに配置するコンサルタントから、目標達成に向けた計画の策定支援と、計画を実行するための課題解決支援やアドバイスを定期的に受けることができます。

また、各コース共通の支援として、ロゴマークやホームページでの情報発信のほか、ピッチイベントなどのプロモーション支援や、勉強会や交流会を通したネットワーク構築支援も行っていきます。

**なお、今回は上場支援コース（２社）のみの募集となります。付加価値向上コースの募集はいたしませんのでご留意ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **支援コース** | **達成目標** | **支援内容** | **共通支援** |
| **付加価値向上コース**（５年以内に自社の付加価値を大きく向上させ、事業を成長させたい企業）**※今回の募集はありません** | 認定年度を含む５年以内に、１決算期の事業活動により生み出す付加価値（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）を、認定直前期比で20％以上増加 | ・新規事業展開や生産性向上などに係る事業計画の策定支援・事業計画を推進するための課題解決に向けた伴走支援 | ●認定ロゴマークの活用●ホームページの活用やピッチイベント等のプロモーション支援●認定企業間及び市内外企業とのネットワーク構築支援●支援機関等からの各種情報提供 |
| **上場支援コース**（５年以内に上場し、資金調達により事業成長を加速させたい企業）**※今回は２社募集** | 認定年度を含む５年以内に、新規株式上場する（上場先の市場は問わない） | ●認定企業ごとに、相談窓口となる公認会計士を配置●５年以内の上場に向けた課題診断と課題解決に向けた伴走支援 |

※　支援内容の詳細については５ページ以降をご確認ください。

**２　申請の要件**

　SAPPORO NEXT LEADING企業【上場支援コース】の認定を申請できる事業者は、以下の要件を全て満たす中小企業※１とします。

　【共通要件】

⑴　札幌市内に本店登記をしており、札幌市内において主たる事業活動を行っている中小企業。

⑵　申請時以降、概ね10年間以上、札幌市内に事業所を有し続ける見込みがあること。

　　⑶　札幌市の経済を牽引していく企業となることを目指し、活動していく意欲を有していること。

⑷　認定年度を含む５年度間以内に各コースの目標を達成するための実行可能な事業計画とその実施体制を有していること。

　⑸　認定を受けた際には、支援期間中及び支援期間終了後においても支援を受けているまたは支援を受けたことについて公表されることを了承し、札幌市の事業及びアンケートに協力すること。

　⑹　支援期間中は、札幌市、事務局及び専門のコンサルタント（以下、「支援者」という。）と密に連携を取り、積極的に支援者による支援を活用するとともに、適宜適切に報告等の対応を行うこと。また、支援者からの支援や助言に対応することが可能な体制を有していること。

　⑺　申請時点において税の未納がないこと。

　　⑻　次に掲げる業種又は企業ではないこと。

ア　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種

ウ　公序良俗に反する行為及び重大又は悪質な法令違反をしている企業

エ　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業

オ　特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業

カ　その他前各項に準ずる業種又は企業

　【付加価値向上コース】

　**今回は募集対象外**

　【上場支援コース】

　　上場支援コースを申請できる企業は、上記「共通要件」に加え、以下の要件を満たす必要があります。

　⑴　自社の株式を証券取引所に上場していないこと。

※１　中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条に規定する企業（個人事業主 を含む。なお、開業している者に限る。）に該当するものをいう(大企業の子会社等、実質的に大企業に支配されていると判断される企業を除く)。

〈資本金又は従業員数（常勤）のどちらかが下表の数字以下となれば中小企業に該当します。>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 資本金 | 従業員数（常勤） |
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円 | 300人 |
| 卸売業 | 1億円 | 100人 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く） | 5,000万円 | 100人 |
| 小売業 | 5,000万円 | 50人 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円 | 900人 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円 | 300人 |
| 旅館業 | 5,000万円 | 200人 |
| その他の業種（上記以外） | 3億円 | 300人 |

※ア　資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※イ　常勤従業員は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

○ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなします（みなし大企業）。

(1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

(3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

(4)発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(5)(1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ア　大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。

※ウ　本条件の適用は、事業実施期間中にも及ぶ。

※エ　上記(3)の役員には、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役及び会社法第３８１条第１項に規定する監査役は含まれない。

**３　認定後の支援期間**

SAPPORO NEXT LEADING企業の認定を受けた企業は、認定年度を含めて最長で５年度間にわたり、各支援コースの支援を受けることができます。ただし、令和８年度以降の支援については、毎年度目標達成までの進捗状況と今後の目標達成の可能性についての審査があり、審査を通過した場合のみ、翌年度も継続して支援を受けることが可能です。

また、令和８年度以降の支援は、札幌市議会において本事業に要する予算の議決を受けることが前提であり、最長支援期間である５年度間を待たずに支援が終了となる場合がございます。

加えて、支援期間中に、下記の要件に該当した場合にも、最長支援期間である５年度間を待たずして支援期間が終了となります。

なお、各コースにおける支援内容や支援担当者は、各年度において変更となる場合もありますのでご了承ください。

　【支援を終了する要件】

支援期間中に各支援コースの目標を達成した場合をはじめ、以下に該当する場合は支援を終了いたします。

⑴　SAPPORO NEXT LEADING企業として認定されたコースの目標を達成した場合

⑵　令和７年度以降に実施される更新審査（※）の結果、翌年度以降の支援対象企業として認定することができない場合

* 更新審査では、５年以内の目標達成スケジュールや、その達成に向けた取組の進捗状況に問題がないか、本事業を効果的に活用できているか、といった観点で審査を行います。

⑶　「２　申請の要件」に記載する【共通要件】のいずれかの要件に該当しなくなった場合

⑷　その他、札幌市が認定の継続を認めない特別な理由がある場合

**４　支援内容（詳細）**

今回の募集においてSAPPORO NEXT LEADING企業の認定を受けた企業は、【上場支援コース】及び【共通支援】に関する支援を受けることが可能です。また、【共通支援】は、【付加価値向上コース】認定企業と共通し、認定企業としてのプロモーション支援、勉強会や交流会を通したネットワーク構築の支援なども実施します。

（１）付加価値向上コース：【付加価値の向上】に向けた伴走型支援

**※今回は募集対象外**

（２）上場支援コース：【新規株式上場】に向けた伴走型支援

|  |  |
| --- | --- |
| 支援概要 | 認定企業各社に相談窓口となる公認会計士を配置し、５年以内の上場に向けた支援を行います。上場準備に向けた課題診断を行い、具体的な改善策を提案したうえで、改善策を着実に実行できるよう伴走型の支援を行います。 |
| 受けられる支援 | 〇上場準備に向けた課題診断　令和７年８月（予定）に公認会計士が認定企業を訪問し、上場準備に向けた課題診断を実施して、具体的な改善策を提案します。〇伴走支援　令和７年８月（予定）までに実施した課題診断を基に、各社の担当公認会計士が上場に向けた改善策の実施を支援します。* + 月１回以上の訪問による相談対応
	+ 新規株式上場までの各フェーズにおけるタスクの進捗管理
	+ 課題の把握と解決に向けた助言
	+ 支援者以外の各支援機関が実施する支援メニューの紹介と手続きに関する支援

〇士業専門家等による相談対応認定企業のニーズや課題に応じた士業専門家を紹介し、相談対応を行います。アドバイス内容については、各社の担当公認会計士がフォローアップします。* + 税務に関すること（税理士）
	+ 行政手続きに関すること（行政書士）
	+ 法律に関すること（弁護士）
	+ 知的財産に関すること（弁理士）
	+ 労務に関すること（社会保険労務士）

※相談の内容に応じては、本事業での支援対象外となる場合があります（４（４）参照）。〇IPOセミナーのオンライン配信IPO準備の実務セミナーや、その時々のホットトピックを共有するイベントを年に数回オンラインで配信します。 |
| 支援者 | EY新日本有限責任監査法人札幌事務所 |

（３）共通支援（プロモーション支援、コミュニティ形成支援）

|  |  |
| --- | --- |
| 支援概要 | 認定企業の魅力発信や認知度向上のため、「SAPPORO NEXT LEADING企業」としてのプロモーションを支援します。また、認定企業間や支援機関、首都圏の上場企業等の経営者とのネットワーク構築・コミュニティ形成を通して、企業間の連携や課題解決を支援します。札幌市だけでなく、（一財）さっぽろ産業振興財団等の協力機関が実施する補助金情報や支援メニューなども随時情報提供します。 |
| 受けられる支援 | 〇プロモーションの支援* + SAPPORO NEXT LEADING企業としてのロゴマークの活用
	+ 専用ホームページによる認定企業の情報発信支援
	+ 各種イベントへの登壇機会の提供（首都圏含む）　等

〇コミュニティ形成に向けた支援* + ピッチイベント、勉強会の開催　等

〇事務局・協力機関等の支援情報提供・相談対応* + （一財）さっぽろ産業振興財団が主催するセミナーの無償化
	+ （一財）さっぽろ産業振興財団が実施する補助金の審査への加点
	+ その他、各企業支援機関が実施する支援施策の紹介　等
 |
| 支援者 | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 |

（４）費用負担についての注意事項

今回の募集において認定されたSAPPORO NEXT LEADING企業は、４（２）及び（３）における支援は無料で受けることができます。

ただし、以下の費用については、支援内容の範囲外としてSAPPORO NEXT LEADING企業が全額負担することになりますので、認定企業と支援者の間で合意した事項について、個別に契約のうえご対応ください。

なお、受けようとする支援等が本事業の範囲内か否かについて疑義が生じた場合は、速やかに事務局にご相談ください。

【企業負担が発生する費用】

ア　専門家など認定企業が合意し、個別に契約することによって発生する費用

イ　４（２）及び（３）に記載する支援の範囲外で、支援者と直接契約することで発生する費用

ウ　通信費（電話・ファクス等）

エ　移動に係る交通費及び旅費

オ　その他、本事業に含まれないサービスを認定企業が受けた際に係る費用

（５）目標達成による支援の終了について

認定企業の目標達成を確認し、「SAPPORO LEADING企業」として認定することを決定した月の末日をもって「SAPPORO NEXT LEADING企業」としての認定期間は終了となり、同日付で支援が終了となります。そして、その翌日付で認定企業を「SAPPORO LEADING企業」として認定します。

目標達成により支援を終了した場合は、目標達成の実績を示すロゴマークを名刺や企業ホームページ、パンフレット等に活用できるほか、目標達成表彰式を開催し、その実績を広く市内外へ周知します。

（６）ロゴマークについて

「SAPPORO NEXT LEADING企業」の認定を受けた企業、「SAPPORO LEADING企業」の認定を受けた企業は、それぞれ以下のロゴマークをＰＲ等に活用することができます。

SAPPORO LEADING企業

認定ロゴマーク

SAPPORO NEXT LEADING企業

認定ロゴマーク



**５　申請書類の作成・提出**

SAPPORO NEXT LEADING企業として認定を受け、支援を受けることができる企業は、「６　選考について」に記載しているとおり書類審査と面接審査により決定します。支援を希望する企業は、以下のとおり申請書類をご提出ください。

なお、経営計画または事業計画が支援期間中に変更となることは妨げませんが、中長期的な経営戦略、事業全体の規模感、スケジュールを検討のうえ、実行可能な計画を策定ください。

　【 申請受付期間 】

**令和7年（2025年）5月9日（金）～ 令和7年（2025年）6月25日(水)12時**

（１）申請書類

以下のア～キの書類をご提出ください。なお、「ウ　事業計画書」及び「エ　事業計画書詳細」については、支援を希望するコースによって記載いただく内容が異なりますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| **ア 札幌未来牽引企業創出事業　公募申込書（様式１）****イ 申請者概要（様式２）**および会社概要、企業パンフレット等**ウ 事業計画書（上場支援コース）（様式４）**※Excelブックのロックは解除しないでください。また、表示範囲を超えて記載した内容については審査の対象となりませんので、表示範囲に収めていただくようお願いいたします。**エ 事業計画書詳細**・・・事業計画書（様式４）に記載している最長で５年間の事業計画について、詳細がわかる資料を作成し提出してください（PowerPoint等スライド10枚以内（表紙・目次は除く）をPDF化したもの・書式自由）。※面接審査におけるプレゼンテーションは本資料に基づき実施いただきます。　　なお、**以下の【必須項目】については必ず記載してください**。※記載の順番は問いません。**【上場支援コース　必須項目】****①自社の事業内容**事業内容、ビジネスモデル、自社の事業の特徴、市場の特徴、競合（見込み含む）の特徴）**②将来のビジョン等**・企業理念、上場の目的・上場後の成長計画、資金調達の考え方　※具体的な記載をお願いします・札幌との関わり**③本事業での取組事項**・取組概要（支援期間中の目標、目標達成に向けた計画）・本事業による支援を受けたい理由、期待する支援・収支計画と策定根拠オ 定款カ 申請日までに確定している直近３決算期分※の以下の書類* 貸借対照表
* 損益計算書
* 売上原価、販売費及び一般管理費の明細書
* 確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し

※設立から３期を経過していない場合は設立時から申請日までに確定している決算期分* 確定申告書類の「同族会社等の判定に関する明細書」の写し

キ　その他札幌市長が特に必要と認めた書類**【注意：追加提出物】**書面審査通過企業については、「６（１）②面接審査」までに、以下の書類の提出が必要となりますので予めご了承ください。ア　発行から３か月以内の登記簿謄本の写し （履歴事項全部証明書）イ　発行から３か月以内の納税証明書の写し（札幌市税及び法人税、消費税及び地方消費税）①札幌市税、②法人税、消費税及び地方消費税　それぞれについてご提出ください。（①札幌市税納税証明書：指名願用、②法人税、消費税及び地方消費税納税証明書：その３の３） |

※申請書類のうち、様式（１、２、４）は最終ページに記載のある札幌市公式ホームページからダウンロードできます。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団　札幌中小企業支援センター

〒060-0001　札幌市中央区北１条西２丁目経済センタービル２階

電話：011-200-5511　　FAX：011-200-4477　　※ご予約をおすすめします

【POINT】

　・本事業の申請及び事業計画の策定については、札幌中小企業支援センターでアドバイスを受けることが可能です。より良い事業計画策定のため、ぜひ積極的に活用ください。なお、申請書の作成は、**必ず申請者自身で行ってください。**

　・ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じて、写しを取るなどして管理されることを推奨します。

（２）申請書の提出

書類に不備や不足がないことを必ずご確認のうえ、データファイルにて、締切日までに下記の提出先へご提出ください。締切日までにすべての書類が事務局に到達する必要があります。申請書に不備がある場合は、審査できないことがありますのでご了承ください。

また、４ＭＢを超えるデータは受信できない可能性がありますので、下記POINTを確認いただき提出してください。

【申請書類の提出先】

　一般財団法人さっぽろ産業振興財団　総務企画部　企業支援課

　〒003-0005　札幌市白石区東札幌５条１丁目１番１号

　電話011-817-8913　（土日祝日を除く　8：45～17：15）

メール sapporo\_leading＠sec.or.jp

【POINT】

　・メールのタイトルは、「札幌未来牽引企業創出事業に係る申請書類の提出について」としてください。

・データファイルが4MBを超える場合は、ファイル転送サービスまたはクラウドストレージサービスを活用してご提出いただくか、CDなどの電子媒体により郵送または持参にてご提出ください。郵送の場合は、締切までに全ての書類が到着している場合のみ受け付けします。

・申請後1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

**６　選考について**

認定企業（支援対象者）の選考は、認定審査会において、申請書に基づいた書面審査及び面接等審査により決定します。選考の流れは以下のとおりです。

（１）選考の流れ

**①　書面審査　【令和７年７月下旬】**※結果通知は７月25日頃を予定

６社以上の企業から申請があった場合、認定審査会にて書面審査を行い、面接等審査へ進む企業を決定します。面接等審査へ進む企業は書面審査結果の上位５社となります。

**②　面接審査【令和７年８月１日（金）】**※予定

書面審査を通過した企業については、申請書及び事業計画に係る10分間のプレゼンテーションを行い、審査委員によるヒアリングを受ける面接審査にご出席いただきます。

プレゼンテーション及びヒアリングの合計時間は１社30分程度を予定しています。

**③　SAPPORO NEXT LEADING企業の決定**　**【令和7年8月上旬】**※予定

認定審査会において、２社を上限として認定企業を決定します。

【POINT】

・面接等審査の実施日に代表申請者またはその委任を受けた代理者が出席できない場合は、選考を受けることができませんので、あらかじめご留意ください。

・次ページ以降に掲載する選考基準に沿って、審査・採点を行います。各項目に留意し、適切かつわかりやすい申請書類の作成及びプレゼンテーションを心掛けてください。

・日程・審査結果はメールまたは書面にて通知しますので、郵便物の確認等についてご留意いただき、万が一、郵便物が届かない等ありましたら事務局までご連絡ください。

・審査委員会による個別の評価結果の詳細はお答えいたしかねますので、ご了承ください。

（２）審査基準

認定審査会における審査基準は、以下のとおり。

【付加価値向上コース】

**※今回は募集対象外**

【上場支援コース】

|  |  |
| --- | --- |
| **評　価　項　目** | **配点** |
| **1.事業内容と課題認識** | **20** |
| ・現状分析による強み・弱み具体的に把握できているか。・事業内容に競争優位性や独創性等の強みがあり、今後、事業や市場の継続的な成長が見込めるか。 |  |
| **2.意欲** | **20** |
| ・事業成長への強い意欲を有しているか。・市場や競合の特徴を考慮したうえで、将来の目標や今後の展望などが適切に設定されているか。 |  |
| **3.上場後の成長可能性** | **30** |
| ・自社が解決する社会課題と、それを実現するビジネスモデルが明確になっているか。・事業によっては海外マーケットも視野に入れるなど、上場後の成長戦略を描いているか。・資金調達により事業成長の加速が期待される事業計画となっているか。 |  |
| **4. 実現可能性と支援の必要性** | **20** |
| ・事業計画は合理的で、実現可能なものとなっているか。・本事業による支援が有効に活用される事業計画となっているか。 |  |
| **5.地域への貢献度・支援を受ける適格性** | **10** |
| ・事業内容等は札幌市の目指す方向性に沿っており、高い経済波及効果が見込まれるなど、札幌市が支援することに適したものか。 |  |
| **合　計** | **100** |

（３）評価方法・最低基準点

審査委員の平均で100点満点中**60点以上**の評価を得た申請者の中から、**２社を上限として**選定します。

**７　その他の注意点**

（１）本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に利用します。申請時に提出された情報については、選考の過程において各コースにおける支援者にも提供されることをご了承ください。また、認定企業については、支援期間中において支援者が支援において必要と認める範囲内で、他の認定企業や専門家等へ情報が開示される場合があることについてご了承ください。

（２）札幌市及び事務局から、採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、事業者間の連携の推進、政策効果の検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。

（３）認定を受けた場合は、専門のコンサルタントによる伴走支援、事務局によるプロモーション支援やイベント等に積極的に参加し、計画の実行及び目標の達成に向けて責任をもって取り組んでいただきます。事業計画の進捗等は専門のコンサルタントへ正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理のうえ、支援者と協議し対策を行ってください。また、本業務で実施するプロモーション活動やコミュニティイベントには原則ご参加ください。

（４）令和７年度以降の毎年度末にかけて、翌年度以降の支援継続を判断する更新審査を実施します。支援実施の効果測定を踏まえて、随時、事業の進捗等を伺うことがありますので、必ずご対応ください。

（５）虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領または認定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、SAPPORO NEXT LEADING企業の認定を取消します。

（６）この支援は最長で認定年度を含む５年度間となりますが、令和７年度以降については、札幌市議会において本事業に関する予算の議決を受けることが前提となります。予算の議決を得られない場合は、支援途中であっても事業が終了となることを予めご了承ください。

（７）札幌市、事務局及び各コースの支援者は、認定企業の目標達成を保証するものではなく、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、認定企業に如何なる損害が発生したとしても、札幌市、事務局及び各コースにおける支援者は認定企業に一切の責任を負わないものとします。

（８）この要領に定めのない事項は、別途定めます。

**８　申請から支援終了までのフロー**

****

※　令和８年度以降の支援は、札幌市議会において本事業に要する予算の議決を受けることが前提であり、最長支援期間である５年度間を待たずに支援が終了となる場合がございます。

～ 書類のご提出・お問い合わせは ～

【事務局委託運営】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

総務企画部　企業支援課

　〒003-0005　札幌市白石区東札幌５条１丁目１番１号

　電話011-817-8913　（土日祝日を除く　8：45～17：15）

E-mail: sapporo\_leading＠sec.or.jp

札幌市ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/keizai/leading/bosyu_r7.html>